

Install FAX Service

ES-89Light — 配線する信号は (L) 表示です。

平成18年10月20日 作成
平成19年 9月 1日 更新

BOX No.371402

車両情報

ダイハツ テリオスキッド

平成18年8月～

J11# / 13#系

ES-89Light

Type N.L.

Opt.

ドアロックリレーNLⅢ (EP070)



キーシリンダー直付け



① IBLightは、ドアロックリレーNo. 001/NLR (EP028) が必要です。取り付けは、BOX No. 200001を参照。

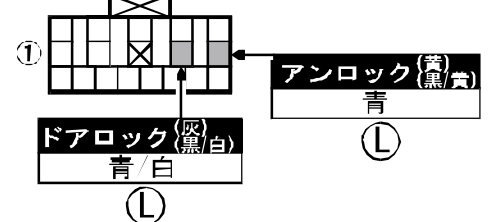
① キーフリーシステム (メーカーオプションの電子カードキー) 装着車はエンジンスターターは取り付けできません。

① コラムカバーはステアリングの裏側に2本隠れネジあり

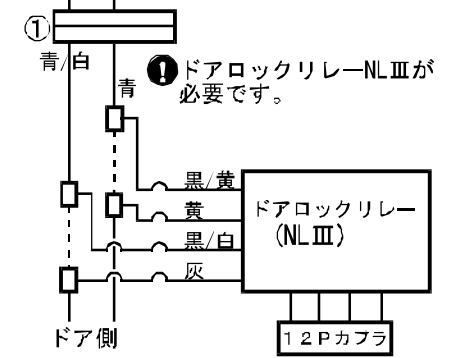
Pブレーキ(橙)
赤又は赤/白

--- ドアロック・アンロック ---

ドアからの中継
17Pカプラ

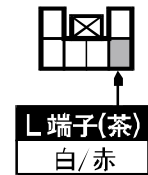


車両側

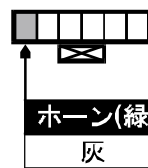


--- 部は車両配線をカットする ---
Light CN2へ

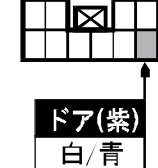
中継の青色6Pカプラ



コラムカバー内下側
黄色カプラの横
黒色6Pカプラ



J/B内右下側
青色10Pカプラ



① 機能付き機種のみ配線

A/T車設定が必要な行のみのみ

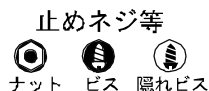
(A/T車設定作業について)
配線・受信機取り付け終了後、
下記の手順で設定を行ってください。

- ① 車両のキースイッチをONにする。
- ② リモコンでSTOPを押す。
- ③ 車両のA/TシフトレバーをRレンジに動かし、受信機のアラーム音が変わった後(約3秒後)Pレンジに戻す。
- ④ 車両のキースイッチをOFFにしてキーを抜く。
- ⑤ 設定完了。

※設定作業をしないと、エンジンスターターでエンジンがかかりません。

配線内容(受信機CN2線色)

車両配線色



① この資料は、メーカー発行の車両配線図をもとに作成してあります。実車ででの見取り結果ではありませんので、実際は異なる場合があります。取り付け時はこの図を参考にして、各信号をテスターで確認しながら配線してください。

車種別専用ハーネスについての注意事項

共通追補版

平成19年 9月 1日

ES-89ProLight IIの盗難発生警報装置に関する注意事項

■ES-89ProLight II (ESL24) を取り付けする場合

①初年度登録が2006年(平成18年)7月以降の車両は、必ずヒューズ(25A)付きの専用ハーネス(VAS対応品)で取り付けをしてください。



❗ 車種別取付資料では、ヒューズ付き専用ハーネス(VAS対応品)を、左記のように記載しています。

VAS対応品の専用ハーネスは、頭文字がVで始まり、(V)の表示をしてあります。

左記の場合、VT120LがVAS対応品です。

②初年度登録が2006年(平成18年)6月以前の車両に取り付けする場合、専用ハーネスはどちらを使用しても問題ありません。

■ES-89ProLight II (ESL24) 以外のエンジンスターターを取り付けする場合

※初年度登録年月に関係なく、専用ハーネスはどちらを使用しても問題ありません。

但し、旧型モデル(オートマチック車の認識設定を行わずに取り付けするモデル)については、旧型専用のハーネスを使用する場合がありますので、販売店にお問い合わせください。

ES-89ProLight IIの盗難発生警報装置に関する注意事項

ES-89ProLight IIは、盗難発生警報装置付きのエンジンスターターです。

このモデルは、平成18年7月より施行された道路運送車両法、盗難発生警報装置技術基準(新保安基準)に適合しており、全国自動車用品工業会(JAAMA)の盗難発生警報装置自主基準(VAS)を取得した製品です。

平成18年7月より運用を開始した新保安基準を遵守するため、取り付け等にあたっては注意が必要です。(以下を確認してください)

①初年度登録が2006年(平成18年)7月以降の車両は、新保安基準に該当します。

❗ 該当車両への取り付けは、ヒューズ付き専用ハーネス(VAS対応品)の使用が必須となります。

②盗難発生警報装置(機能)を使用する場合、全てのドア(バックドア等も含む)開検知が必要です。

❗ 該当車両は、全ドアの開検知ができるように、車種別取付資料を参照して取り付けをしてください。車両により、ドア検出ユニット(別売)が必要になります。

③登録証(全国自動車用品工業会自主基準登録証)は、必ずお客様にお渡しくたさい。

❗ 製品に付属の登録証は、取り付けされた車両の車検実施時に、製品が盗難発生警報装置技術基準に適合したものであることを証明するためのものです。必要事項をご記入の上、必ずお客様にお渡しくたさい。

なお、登録証があっても不適切な取り付け状態が確認された場合、車検時に不合格となることがあります。